

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

(新設)

				資料番号	19	担当課	健康増進課
法令名	難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則	根拠条項	17	許認可等の内容	指定医の指定の更新		
<p>○難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則 (指定医の指定の更新) 第十七条 指定医（専門医の資格を有する難病指定医を除く。）は、指定医の指定を受けた日から五年を超えない日までの間に、第十五条第一項各号に掲げる指定医の区分に応じ当該各号の都道府県知事が行う研修を受けなければならない。ただし、当該五年を超えない日までの間に実施されるいずれの研修をも受けることができないことについて、災害、傷病、長期の海外渡航その他のやむを得ない理由が存すると都道府県知事が認めたときは、この限りでない。 2 指定医の指定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。</p>							